

年金だより

「年金課」TEL97315498

学生納付特例申請受付開始！

(4月1日より)

20歳以上の学生で国民年金保険料の納付が困難な場合は、「学生納付特例制度」の申請をしましょう。承認を受けると承認された期間の保険料の納付が猶予されます。

※学生本人の前年所得が11万以下の方が対象となります。

※承認期間は4月(または20歳誕生日)から翌年3月まで。

～申請手続きは毎年必要です。～

申請方法は窓口申請とハガキ形式の申請の2通りあります。

窓口での申請に必要なもの

・平成21年度有効の学生証(コピー可)
または在学証明書

・認印

・年金手帳

・前年に退職されて学生になられた方は、雇用保険被保険者離職者票等

ハガキ形式の申請書で申請する場合

前年度に学生納付特例申請が承認された学生で、翌年度も同じ学校に在

学する方(社会保険庁が把握している人に限る)へは、ハガキ形式の申請書が送付されます。(3月末送付予定)

申請者記入欄へ必要事項を記入し、返送してください。返送することで、窓口に向かないで、学生納付特例の申請ができます。

在学する学校が変わったときや、**カギが送付されなかった場合は**、市役所年金課窓口で申請を行ってください。

学生でなくなったとき

卒業・退学により学生でなくなった方で、引き続き4月以降の国民年金保険料の納付が困難な場合は、「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」があります。年金課窓口へご相談ください。

なぜ、学生免除？

学生の期間中に、万一の事故や病気で障害が残ったとき、一定の要件を満たしていれば「障害年金」が受けられます。未納しておくとも万一の時に「障害年金」が受けられなくなります。

追納

学生納付特例の承認を受けた期間は将来受け取る年金額への反映がありませんので、卒業後はお早めに追納をして、年金額を満額に近づけましょう！

ただし、保険料の後払い(追納)は、保険料が高くなることはあっても、安くなることはありません。

(免除を受けた年度から、3年度目以降に追納する場合には当時の保険料に加算金がつくため)

※経済的に余裕がある場合は、学生納付特例申請をせずに保険料を納めた方がおトクです！

国民年金保険料

平成21年度は

月額14,660円です。

50円の割引になりお得です。

平成21年度 老齢基礎年金受給額

満額で792,100円

(40年間納付した場合)

平成20年度と同じです。

お知らせ

平成20年10月より沖縄県の国民年金保険料の納付案内業務(電話、文書、戸別訪問等)がエーシーエス債権管理回収株式会社へ委託されています。

これは、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づき、民間事業者の創意工夫やノウハウの活用により、低コストでより良いサービスの提供を目指す「市場化テスト」として導入されたもので、社会保険庁(沖縄社会保険事務局)から委託を受けた委託事業者が、国民年金保険料の納付の案内を行っています。

注意事項

民間事業者の担当者が保険料を収納する場合には、必ずお客様が保険料の納付書をお持ちの場合に限られています。社会保険庁が発行した保険料の納付書をお持ちでない方から、民間事業者の担当者が現金をお預かりして、領収書の発行を行うことはありません。

訪問の際は社会保険庁の発行した「身分証」を携帯していますので、訪問がある場合には、ご確認ください。